

千葉市国土強靱化地域計画策定推進会議設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、千葉市国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）を策定し、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千葉市国土強靱化地域計画策定推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画に基づく各種施策及び事業の推進に関すること。
- (3) その他国土強靱化の推進に関して必要な事項。

(組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総合政策局を担任する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長である副市長以外の副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第7条 会議の所掌事務を円滑に推進するため、会議に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総合政策局危機管理部危機管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

危機管理監	中央区長
総合政策局長	花見川区長
総務局長	稲毛区長
財政局長	若葉区長
市民局長	緑区長
保健福祉局長	美浜区長
こども未来局長	消防局長
環境局長	水道局長
経済農政局長	病院局次長
都市局長	教育次長
建設局長	